

高齢者のバス・タクシーの利用を助成 すその一るの運行区域外に住んでいる方が対象

すその一るの運行区域外に住んでいる高齢者の方に、市内を運行する路線バスとタクシーで利用できる利用助成券を交付します。助成券の交付を希望する高齢者の方は、企画政策課で申請してください。

企画政策課
☎995-1804

すその一るの運行区域外に住んでいる方が対象

市に住民登録があり、次の対象地区に住んでいて、昭和 21 年 4 月 1 日までに生まれた方

対象地区

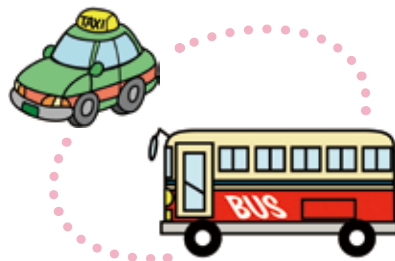
| | | |
|---------|-------|--------|
| 公文名 5 区 | 峰下市の瀬 | 切久保区 |
| 上原区 | 上原団地区 | 原区 |
| 上須区 | 深良新田区 | 岩波区 |
| 千福区 | 御宿新田区 | 上城区 |
| 中村区 | 下条区 | 中里区 |
| 田場沢区 | 森脇団地区 | 上ヶ田区 |
| 金沢区 | 今里区 | 下和田区 |
| 呼子区 | 矢崎区 | トヨタ区 |
| 御宿台区 | 千福が丘区 | 須山地区全域 |

企画政策課で交付申請を

助成券の交付を希望する方は、市役所 3 階企画政策課で所定の申請書に必要事項を記入し、提出してください。今年度利用できる助成券は黄色です。

持ち物／本人確認ができるもの

※代理の方が申請する場合は、対象者と代理の方の本人確認ができるものを提示してください。



1 回の乗車で 100 円を助成

助成額／1 回の乗車につき 100 円

助成券の交付枚数／同一年度 1 人につき 10 枚

有効期限／平成 29 年 3 月 31 日

利用方法／現金で運賃を払うときに、乗務員に本人確認のできるものを提示し、助成券を提出してください。現金以外で運賃を支払う場合は、助成券の利用ができません。他の助成券、クーポン券などとの併用はできません。

その他／他人（家族・親族を含む）への譲渡、換金はできません。

乗降場所のどちらかが市内なら利用可

助成券は、市内を運行する次の事業者の路線バスまたはタクシーで、乗降場所のどちらかが市内の場合に利用することができます。

【路線バス】 富士急バス ※高速バスは利用不可

【タクシー】 安全タクシー、ミツワタクシー

5/18 ~ 5/20 は支所で受け付け

助成券の交付申請は、次の日程で各支所でも受け付けます。本人確認ができるものをお持ちの上、申請してください。

| と き | ところ |
|--------------------------|------|
| 5 月 18 日(水) 9:00 ~ 12:00 | 須山支所 |
| 5 月 19 日(木) 9:00 ~ 12:00 | 深良支所 |
| 5 月 20 日(金) 9:00 ~ 12:00 | 富岡支所 |

◆本人確認ができるものとは

【1つでよいもの】

- マイナンバーカード
- 顔写真付き住民基本台帳カード
- パスポート
- 自動車運転免許証など官公庁が交付した顔写真付きの証明書・免許証

【2つ必要なもの】

- 健康保険などの被保険者証、年金手帳など